

第三章 我が国の森林と国際的取組

1. 森林の整備・保全の基本方針

- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)、「森林法」に基づき「全国森林計画」(平成25(2013)年10月)・「地域森林計画」・「市町村森林整備計画」等を作成し、森林の整備・保全を推進。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25(2013)年12月)では、林業の成長産業化とともに、森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策の推進、多面的機能の維持・向上による美しく伝統ある山村の次世代への継承を位置付け。

2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

- 平成24(2012)年度の人工造林は3万ha、保育27万ha、間伐は49万ha。流域を基本的な単位として民有林・国有林等が連携。公益的機能の発揮のため、私有林でも公的関与により実施。
- 森林の所有者情報を把握するため、森林の土地所有者届出制度の創設(平成24(2012)年4月)のほか、外国人等による森林買収の事例について調査(平成24(2012)年は8件、計16ha)。
- 造林・保育の効率化に向けたコンテナ苗の生産や第二世代精英樹の開発のほか、花粉発生源対策(少花粉スギ等の苗木の供給等)を推進。

コンテナ苗

根に培地がついている状態で植栽することから、植栽時期の幅を広げることができるため、伐採・地拵え・植栽の一貫の実施による造林・保育の効率化が図られる。

生産量は、平成23(2011)年度には約40万本。

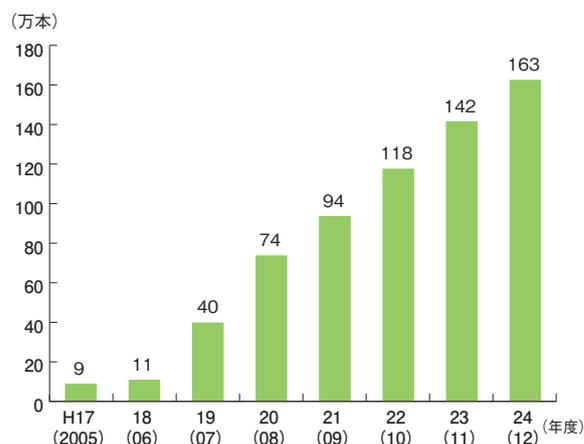


マルチキャビティーコンテナ



コンテナ苗

花粉症対策苗木の生産量(概数)

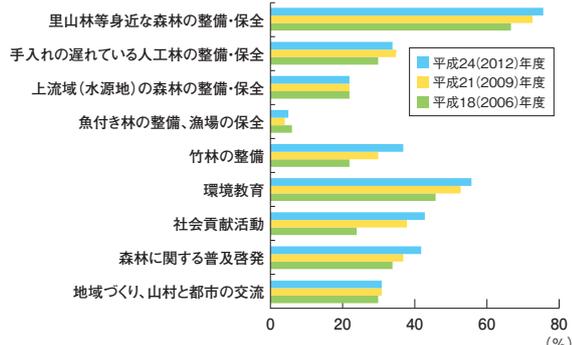


資料：林野庁整備課調べ。

(2) 社会全体に広がる森林づくり活動^{もり}

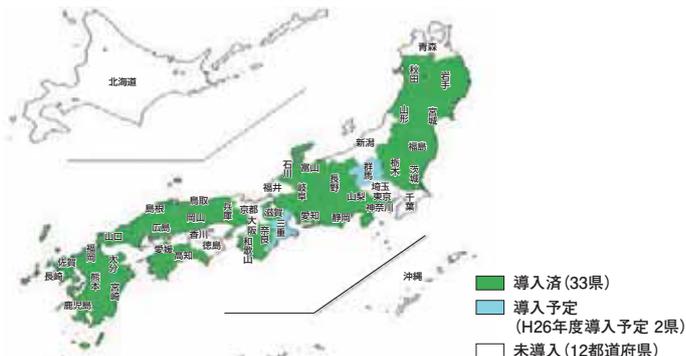
- 近年、ボランティアや企業による森林の整備・保全活動が拡大。経済界等でも森林・林業への関心が高まり。(平成25(2013)年12月には幅広い産業の関係者により「第一回林業復活・森林再生を推進する会議」が開催。)
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集(平成24(2012)年は約25億円)。33県で森林整備を主な目的とする独自の課税制度(平成25(2013)年度の税収見込みは約268億円)。

森林ボランティア活動の主な目的・内容



資料：林野庁「森林づくり活動についての実態調査」ほか

森林の整備等を目的とする独自課税の導入状況



資料：林野庁企画課作成(CraftMap使用)。

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

- 平成24(2012)年9月に策定した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を踏まえ、国や独立行政法人森林総合研究所、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。(例：低コスト再生林の実証研究)
- 森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有し、市町村の森林・林業行政を支援する「森林総合監理士(フォレスター)」を育成。

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

- 水源の涵養^{かん}や山地災害の防止等、森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定。保安林の面積は、全国の森林面積の48%、国土面積の32%に当たる1,209万ha(平成24(2012)年度末)。

(2) 治山対策の展開

- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 国・都道府県の治山事業により、山腹斜面の安定化、荒廃した溪流の復旧等のための施設の設置や森林の整備のほか、海岸防災林の整備等を推進。

保安林の種類別面積

森林法第25条第1項	保安林種別	面積 (ha)	
		指定面積	実面積
1号	水源かん養保安林	9,128,345	9,128,345
2号	土砂流出防備保安林	2,564,281	2,503,902
3号	土砂崩壊防備保安林	58,825	58,456
4号	飛砂防備保安林	16,112	16,103
5号	防風保安林	56,865	56,718
	水害防備保安林	643	623
	潮害防備保安林	13,664	12,234
	干害防備保安林	125,119	98,981
6号	防雪保安林	31	31
	防霧保安林	61,625	61,408
	なだれ防止保安林	19,127	16,555
7号	防火保安林	2,316	2,280
8号	魚つき保安林	393	305
9号	航行目標保安林	60,281	26,996
10号	保健保安林	1,086	314
11号	保健保安林	699,496	93,101
11号	風致保安林	28,120	14,406
合計		12,836,331	12,090,759
森林面積に対する比率(%)		-	48.2
国土面積に対する比率(%)		-	32.0

資料：林野庁治山課調べ。

《コラム》「後世に伝えるべき治山」 (平成25(2013)年10月林野庁)

林野庁では、治山事業を実施して100年が経過したことを機に、治山事業の重要性や必要性について国民の理解を深めるため、「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」としてこれまでの治山事業地から60か所を選定。(例えば、えりも岬では海岸防災林の造成、足尾治山事業地では荒廃した林地の緑化が行われてきた。)



現在の足尾治山事業地



現在のえりも岬

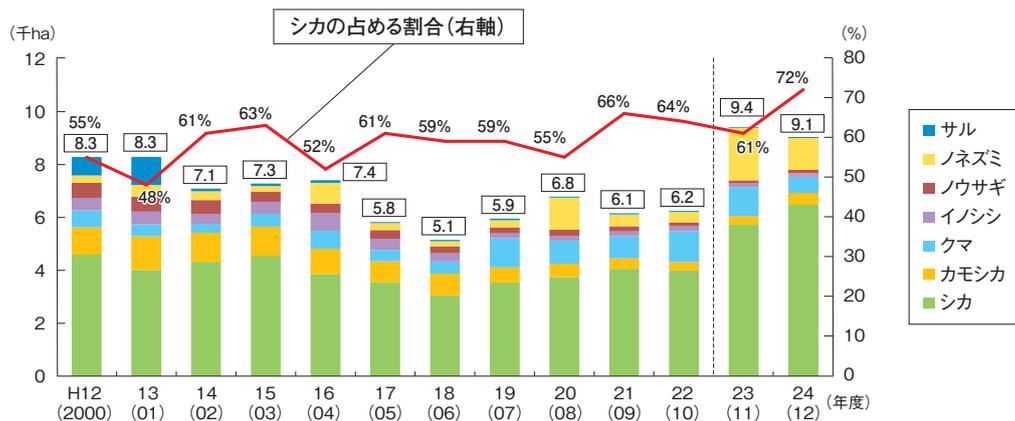
(3) 森林における生物多様性の保全

- 平成24(2012)年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保全・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保全を推進。政府は平成25(2013)年に「奄美・琉球」を世界自然遺産の国内候補地に決定。「ユネスコエコパーク」には、「只見」^{あまみ}、「南アルプス」^{りゅうきゅう}の新規登録と「志賀高原」^{ただみ}の区域拡張を推薦。

(4) 森林被害対策の推進

- 平成24(2012)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生。約7割がシカによる被害。
- 鳥獣の捕獲等を行う「個体数管理」、防護柵の設置等による「被害の防除」、森林整備等による「生息環境管理」を総合的に推進。新たな捕獲手法など防除技術の開発等も実施。
- 平成24(2012)年度の松くい虫被害量は、ピーク時の約4分の1(約64万m³)であるが、依然として我が国最大の森林病虫害被害。ナラ枯れ被害は、近年で最も被害量が多かった平成22(2010)年度の約4分の1(約8万m³)。薬剤等による予防対策や被害木くん蒸等の駆除対策等を実施。

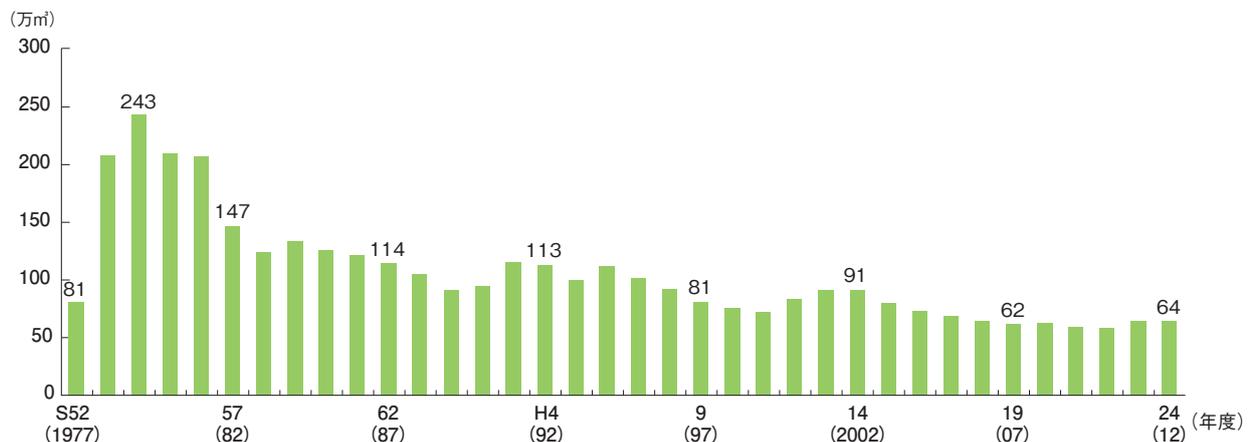
野生鳥獣被害面積の推移



注：数値は都道府県からの報告による。平成23(2011)年度は、一部の都道府県における調査方法の変更により、それまでのデータと必ずしも連続していない。

資料：林野庁研究指導課調べ。

松くい虫被害量(材積)の推移



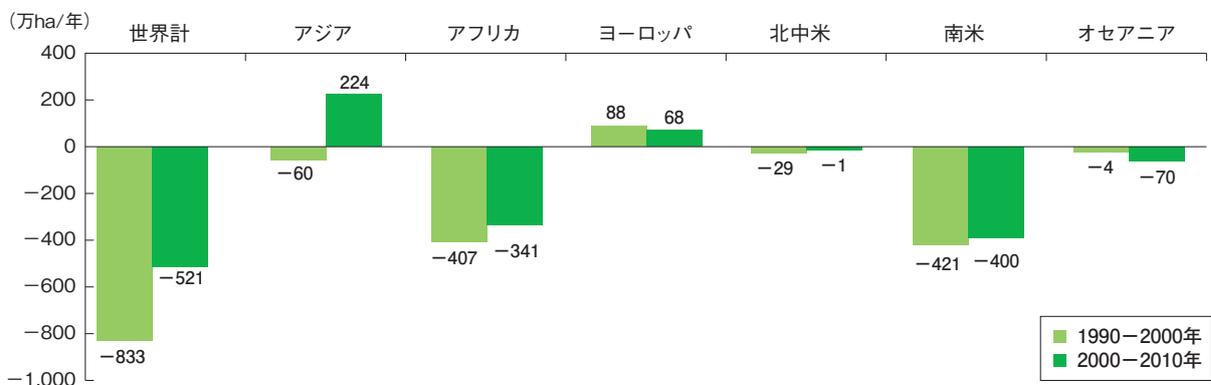
資料：林野庁プレスリリース

4. 国際的な取組の動向

(1) 持続的な森林経営の推進

- 2010年の世界の森林面積は40億3千万ha(陸地面積の約31%)で、10年間で年平均521万ha減少。アジアと南米でそれぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアにおいては年平均224万ha増加。
- 持続可能な森林経営の国際的な「基準・指標」の作成が進展。我が国は環太平洋地域の諸国による「モントリオール・プロセス」に参加。
- 森林の違法伐採は持続可能な森林経営等を阻害。我が国は違法伐採対策に関する国際的な協力等を実施。
- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には国際的な「FSC」、我が国独自の「SGEC」等が存在。我が国の認証森林の割合は欧米の国々に比べ低位。

世界の森林面積変化(地域別)



資料：FAO「世界森林資源評価2010」

(2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 2013年のCOP19で我が国は、京都議定書第1約束期間の削減実績が6%削減目標を達成見込みであること、2020年度削減目標(2005年度比3.8%減)等を表明。また、REDD+についての技術指針が決定。

注：REDD+とは、森林の減少・劣化の抑制により温室効果ガスの排出を削減した途上国に対し経済的見返りを与える考え方で、対象活動としては、持続可能な森林経営や森林増加による炭素蓄積等も含む。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 森林には陸上の生物種の約8割が生育・生息。生物多様性条約は192か国及び欧州連合(EU)が締結(平成25(2013)年12月現在)。

(4) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。